第七一回

参第二号

瀬戸内海環境保全法(案)

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 瀬戸内海環境保全本部 (第三条 - 第五条)

第三章 瀬戸内海環境保全審議会(第六条・第七条)

第四章 瀬戸内海環境保全計画(第八条-第十八条)

第五章 環境保全のための規制(第十九条-第二十五条)

第六章 雑則(第二十六条)

第七章 罰則(第二十七条-第二十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、内海である瀬戸内海の沿岸地域における近時の工業の発展及び人口の増加に伴う当該海域の環境の悪化にかんがみ、瀬戸内海環境保全計画の策定及びその実施の推進、下水道、廃棄物処理施設等の整備等のための特別の助成、瀬戸内海水域に係る排水基準の強化、瀬戸内海における埋立て等の規制その他瀬戸内海の環境を保全するための施策を総合的に推進することにより、瀬戸内海の良好な境環の保全を図ることを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「瀬戸内海」とは、次に掲げる直線及び陸岸によつて囲まれた 海面をいう。
 - 一 和歌山県日ノ岬から徳島県蒲生田岬に至る直線
 - 二 愛媛県高茂岬から大分県鶴見崎に至る直線
 - 三 山口県網代ノ鼻から福岡県遠見ノ鼻に至る直線
- 2 この法律において「瀬戸内海水域」とは、瀬戸内海の海域及びその水がこれに流入する公共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)のうち瀬戸内海の水質(水質以外の水の状態及び水底の底質を含む。第五章及び附則第四条を除き、以下同じ。)の保全に影響のある区間として政令で定める区間の水域をいう。

第二章 瀬戸内海環境保全本部

(設置)

第三条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条第一項の規定に基づいて、 総理府の機関として、瀬戸内海環境保全本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第四条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。
 - 瀬戸内海環境保全計画の立案及びその立案のための必要な調査を行なうこと。
 - 二 瀬戸内海環境保全計画の実施に関して必要な関係行政機関及び関係地方公共団体相 互の連絡調整を図ること。
 - 三 瀬戸内海環境保全計画の実施を推進すること。
 - 四 その他瀬戸内海環境保全計画に関し、内閣総理大臣の権限に属する事務を処理すること。

(組織)

- 第五条 本部の長は、瀬戸内海環境保全長官とし、環境庁長官たる国務大臣をもつて充て る。
- 2 瀬戸内海環境保全長官は、本部の事務を統括し、所部の職員の服務を監督するほか、 他の法律(これに基づく命令を含む。)によりその権限に属する事項を実施する。
- 3 本部に、次長その他の職員を置く。
- 4 前三項に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な事項は、政令で定める。 第三章 瀬戸内海環境保全審議会

(設置及び所掌事務)

- 第六条 総理府に、附属機関として、瀬戸内海環境保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、瀬戸内海環境保全計画の策定及び実施に関する重要事項その他審議会の権限に属させられた事項について調査審議する。
- 3 審議会は、瀬戸内海環境保全計画の策定及び実施に関する重要事項について内閣総理 大臣に意見を述べることができる。

(組織及び運営)

- 第七条 審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員五十人以内で組織 する。
 - 一 関係行政機関の職員 十二人以内
 - 二 関係府県の知事及び関係指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第 二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の市長 十四人以内
 - 三 関係府県及び関係指定都市の議会の議長 十四人以内
 - 四 関係市の市長(関係指定都市の市長を除く。)を代表する者 一人
 - 五 関係市の議会の議長(関係指定都市の議会の議長を除く。)を代表する者 一人
 - 六 関係町村の町村長を代表する者 一人
 - 七 関係町村の議会の議長を代表する者 一人
- 2 審議会の委員は、非常勤とする。
- 3 学識経験のある者のうちから任命される審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、

補欠の審議会の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 前項の審議会の委員は、再任されることができる。
- 5 前四項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 瀬戸内海環境保全計画

(計画の内容)

- 第八条 瀬戸内海環境保全計画は、基本計画及び事業計画とする。
- 2 基本計画には、瀬戸内海の水質を瀬戸内海の沿岸地域における近時の著しい工業の発展及び人口の増加に伴い汚濁し、又は悪化する以前の水質に回復することその他第一条の目的を達成することを目標として、瀬戸内海の環境の保全に関する総合的かつ基本的な方針を定めるとともに、当該方針に基づき、次に掲げる事項に関する計画を定めるものとする。
 - 一 瀬戸内海水域に関する排水規制の強化に関する事項
 - 二 瀬戸内海の水質保全上必要な下水道及び廃棄物処理施設の整備に関する事項
 - 三 導水、しゆんせつその他瀬戸内海水域の浄化に関する事項
 - 四 瀬戸内海水域の水質の汚濁及び悪化の状況に関する監視、測定、試験及び検査の体制の強化に関する事項
 - 五 瀬戸内海水域の水質保全の見地からする工場の立地の適正化及び都市の再配置に関する事項
 - 六 瀬戸内海並びにその海岸及び島の自然環境の保全に関する事項
 - 七 瀬戸内海の赤潮その他漁業被害の原因の調査及びその対策に関する事項
 - 八 瀬戸内海の水産動植物及びその生育環境の保全に関する事項
 - 九 その他瀬戸内海の環境の保全に関する事項
- 3 事業計画は、基本計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについて の計画とする。

(計画の立案及び決定)

- 第九条 瀬戸内海環境保全長官は、瀬戸内海環境保全計画を立案するについて必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係のある事業を営む者 (以下「関係事業者」という。)に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 2 瀬戸内海環境保全計画は、内閣総理大臣が、関係府県、関係指定都市及び審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議して決定するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、関係府県、関係指定都市及び審議会の意見に基づく必要な措置について、適切な考慮を払わなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、瀬戸内海環境保全計画を決定したときは、これを関係行政機関の長 及び関係地方公共団体に送付するとともに、総理府令で定めるところにより、公表しな

ければならない。

- 4 前項の規定により公表された事項に関し利害関係を有する者は、公表の日から三十日 以内に、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣に意見を申し出ることができる。
- 5 前項の規定による申出があつたときは、内閣総理大臣は、その申出を考慮して必要な 措置を講じなければならない。

(計画の変更)

- 第十条 瀬戸内海環境保全計画は、情勢の推移により適当でなくなつたとき、その他これ を変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。
- 2 前条の規定は、瀬戸内海環境保全計画の変更について準用する。 (国土総合開発計画等における配慮)
- 第十一条 国土総合開発計画、新産業都市建設基本計画、工業整備特別地域整備基本計画、 工業再配置計画その他地域の振興又は整備を目的とする国の計画で瀬戸内海又はその沿 岸地域に係るものについては、瀬戸内海環境保全計画に調和するように適切な配慮がな されなければならない。
- 2 前項の規定は、地方公共団体及び関係事業者の計画について準用する。 (事業の実施)
- 第十二条 事業計画に基づく事業(以下「瀬戸内海環境保全事業」という。)は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体又は関係事業者が実施するものとする。

(協力及び勧告)

- 第十三条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本計画及び事業計画の実施に関し、できる限り協力しなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体 又は関係事業者に対し、基本計画又は事業計画の実施に関し勧告し、及びその勧告によ つてとられた措置その他基本計画又は事業計画の実施に関する状況について報告を求め ることができる。
- 3 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、必要があると認めるときは、 内閣総理大臣に対し、前項の規定による勧告をすることを要請することができる。
 - (瀬戸内海環境保全事業に係る国の負担又は補助の特例)
- 第十四条 地方公共団体が実施する瀬戸内海環境保全事業のうち別表上欄に掲げる事業に係る経費については、他の法令の規定にかかわらず、国は、同表上欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表下欄に定める国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)により、その一部を負担し又は補助するものとする。国が瀬戸内海環境保全事業を地方公共団体に負担金を課して行なう場合における当該事業に係る経費に対する国の負担割合についても、同様とする。
- 2 前項の場合において、瀬戸内海環境保全事業に係る経費につき適用される他の法令の

規定による国の負担割合が別表に定める国の負担割合をこえるときは、当該事業に係る 経費に対する国の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定め るところによる。

3 第一項の規定により国が負担し又は補助することとなる額の算定及び交付その他同項 の規定による負担及び補助に関し必要な事項は、政令で定める。

(港務局についての取扱い)

第十五条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項の規定による港務局は、 前条の規定の適用については、地方公共団体とみなす。

(瀬戸内海環境保全事業に係る地方債)

- 第十六条 地方公共団体が瀬戸内海環境保全事業につき必要とする経費については、地方 財政法(昭和二十三年法律第百九号)第五条第一項各号に規定する経費に該当しないも のについても、地方債をもつてその財源とすることができる。
- 2 地方公共団体が瀬戸内海環境保全事業につき必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債については、国は、資金事情の許す限り、資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。 (元利償還金の基準財政需要額への算入)
- 第十七条 前条第二項に規定する地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)で定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(国の金融上の援助等)

第十八条 国は、第十四条から前条までに定めるもののほか、瀬戸内海環境保全事業を実施する者に対して、金融上の援助その他必要な援助を与えるように努めなければならない。

第五章 環境保全のための規制

(瀬戸内海水域に係る水質環境基準)

第十九条 瀬戸内海水域に係る水質環境基準(水質の汚濁に係る環境上の条件についての公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第九条第一項の基準をいう。以下同じ。)の設定及びその類型をあてはめる水域の指定は、瀬戸内海水域の自然的条件の特殊性にかんがみ、広域的な水質保全の見地からなされなければならない。

(瀬戸内海水域に係る排水基準)

- 第二十条 瀬戸内海水城に排出される排出水(水質汚濁防止法第二条第三項に規定する排出水をいう。以下同じ。)に係る排水基準は、排出水に係る汚濁度(人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある水質の汚濁(水質以外の水の状態が悪化することを含む。)をもたらす作用の程度をいう。以下同じ。)について、総理府令で定める。
- 2 前項の排水基準は、排出水に係る汚濁度のうち、人の健康に係る汚濁度にあつては第

- 一号及び第二号、生活環境に係る汚濁度にあつては第三号及び第四号に掲げる許容限度 とする。
- 一 排出水に含まれた状態で一定期間内に排出される有害物質(水質汚濁防止法第二条 第二項第一号に規定する物質をいう。以下同じ。)の総量について、有害物質の種類 並びに特定事業場(同条第三項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。)の種類及 び規模ごとに定める許容限度
- 二 排出水(排水口(排出水を排出する場所をいう。)における排出水をいう。第四号において同じ。)に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度
- 三 排出水に含まれた状態で一定期間内に排出される浮遊物質の総量その他の一定期間内に排出される排出水に係る汚濁度(有害物質に係るものを除く。)を示す項目として政令で定める項目について、項目、特定事業場の種類及び規模並びに瀬戸内海水域を区分して政令で指定する区域ごとに定める許容限度
- 四 水素イオン濃度その他の排出水の汚染状態 (熱によるものを含み、有害物質による ものを除く。)を示す項目として政令で定める項目について、項目ごとに定める許容 限度
- 3 前項第一号の場合において、一の特定事業場の排出水が瀬戸内海水域以外の公共用水域にも排出されるときは、同号の規模は、当該特定事業場から排出される排出水の総量のうち瀬戸内海水域に排出される排出水の量が占める割合に応じて算定した規模とし、同項第三号の場合において、一の特定事業場の排出水が二以上の同号の区域に排出されるとき又は瀬戸内海水域以外の公共用水域及び一若しくは二以上の同号の区域に排出されるときは、同号の規模は、当該特定事業場から排出される排出水の総量のうち各区域に排出される排出水の量が占める割合に応じて算定した規模とする。
- 4 水質汚濁防止法第三条及び第四条の規定は、瀬戸内海水域に排出される排出水については、適用しない。

(特別排水基準)

- 第二十一条 内閣総理大臣は、瀬戸内海水域の全部又は一部の区域につき、前条第一項の 排水基準によつては当該区域に係る水質環境基準又は当該区域の水質の汚濁が影響を及 ぼす範囲の瀬戸内海水域に係る水質環境基準を維持することができない、又はできなく なるおそれがあると認めるときは、総理府令で、当該全部又は一部の区域を限り、その 汚水若しくは廃液又はそれらを処理した水がその区域に排出されることとなる特定施設 (水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設をいう。)を新設する特定事業場の 排出水について、前条第一項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許 容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定めることができる。
- 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の排水基準について準用する。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定により排水基準を定めようとするときは、関係府県知

事の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(読替規定)

第二十二条 瀬戸内海水域に排出される水に関しては、当該水域に水を排出する者に対する水質汚濁防止法の規定の適用については、同法中次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五号第七号	排出水の汚染状態及び量	排出水に係る汚濁度(瀬戸内海環境保全法(昭和四十八年法律第 号)第二十条第一項に規定する排出水に係る汚濁度をいう。以下同じ)及び排出水の同条第二項第三号の区域ごとの量
第八条	排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口(排出水を排出する場所をいう。以下同じ。)において	排出水に係る汚濁度が
	第三条第一項	瀬戸内海環境保全法第二十条第一項
	同条第三項	同法二十一条第一項
	若しくは汚水等の処理の方法	、汚水等の処理の方法若しくは排出水の量
第十二条第一項及び	汚染状態が当該特定事業場の排水	排出水に係る汚濁度が
第十三条第一項	口において	
第十四条第一項	当該排出水の汚染状態	当該排出水に係る汚濁度
第二十二条第一項	この法律	この法律(瀬戸内海環境保全法第二十条及び第二十 一条を含む。)
	その他	、排出水の量その他

2 水質汚濁防止法中次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十三条第一項	この法律	この法律(瀬戸内海環境保全法第二十条及び第二十 一条を含む。)
第二十四条第一項及 び第二項	この法律の目的を達成するため	この法律の目的を達成するため、又は瀬戸内海環境 保全法第二十条及び第二十一条の規定の施行に関 し、
第二十四条第三項及 び第二十七条	この法律	この法律(瀬戸内海環境保全法第二十条及び第二十 一条を含む。)

(条例との関係)

第二十三条 第二十条及び第二十一条の規定は、地方公共団体が、瀬戸内海水域に排出される排出水について、第二十条第二項第三号及び第四号に規定する項目に係る汚濁度以外の排出水に係る汚濁度(有害物質に係るものを除く。)に関し、並びに特定事業場以外の工場又は事業場から瀬戸内海水域に排出される水について、有害物質に係る汚濁度並びに同項第三号及び第四号に規定する項目に係る汚濁度に相当する水に係る汚濁度に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

(埋立て等の制限)

- 第二十四条 瀬戸内海においては、埋立て又は干拓をしてはならない。ただし、次の各号 の一に該当する行為については、この限りでない。
 - 一 瀬戸内海環境保全計画に基づいて行なう行為
 - 二 前号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為の うち瀬戸内海の環境の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないものと認めて環境庁長 官が許可した行為
- 2 環境庁長官は、前項の規定に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当

- の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これ にかわるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 3 環境庁長官は、政令で定めるところにより、その職員に、前項に規定する権限の一部 を行なわせることができる。
- 4 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 5 環境庁長官は、瀬戸内海の環境の保全のため必要があると認めるときは、第一項第二 号の許可を受けた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求 めることができる。

(国等に関する特例)

第二十五条 前条第一項の規定は、国の機関又は地方公共団体が行なう埋立て又は干拓については、適用しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、環境庁長官に協議しなければならない。

第六章 雑則

(瀬戸内海に係る命令を制定する場合等の配慮)

第二十六条 国又は地方公共団体の機関が海洋汚染防止法(昭和四十五年法律第百三十六号)その他の法律の規定に基づく水質の汚濁又は悪化の防止に関する命令又は規則で瀬戸内海に係るものを制定し、又は改正しようとするときは、第一条の目的に沿うように特に配慮しなければならない。

第七章 罰則

- 第二十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
 - ー 第二十四条第一項の規定に違反した者
 - 二 第二十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者
- 第二十八条 第二十四条第五項の規達による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五 万円以下の罰金に処する。
- 第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その 法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その 法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日等)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める 日から施行する。ただし、第二十条から第二十三条までの規定は、別に法律で定める日 から施行する。
- 2 前項ただし書に掲げる規定の施行に関して必要な経過措置は、同項ただし書の法律に おいて定めるものとする。
- 3 第十四条(別表を含む。)の規定は、昭和四十八年度の予算に係る国の負担金又は補

助金(昭和四十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和四十八年度以後に支出すべきものとされた国の負担金又は補助金を除く。)から適用する。

(昭和四十八年度の特例)

- 第二条 昭和四十八年度に限り、同年度の予算に係る国の負担金又は補助金につき第十四条第一項の規定によつて算定した国の負担金又は補助金の額が他の法令の規定による国の負担割合によつて算定した国の負担金又は補助金の額をこえることとなる場合(同項の規定により新たに交付されることになる場合を含む。)には、当該事業に係る事務を所掌する各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)は、そのこえることとなる部分の額(新たに交付されることとなる場合にあつては、その全額)を昭和四十九年度に交付するものとする。(経過措置)
- 第三条 この法律の施行の際現に受けている公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号) 第二条の免許又は同法第四十二条第一項の承認に係る埋立て又は干拓については、第二 十四条の規定は適用しない。

(排出水の量の規制等の暫定措置)

- 第四条 第二十条の規定が施行されるまでの間、府県知事は、瀬戸内海水域のうち当該府県の区域に属する水域の全部又は一部について、その水質の汚濁の程度が当該水域に係る水質環境基準において定められた程度をこえ、又はこえるおそれがある状態が生じ、かつ、その状態が相当期間継続すると認められるときは、総理府令で定めるところにより、期間を定めて、当該水域に排出水を排出する者に対し、排出水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 瀬戸内海水域に排出される水に関しては、前項の排出水を排出する者に対する水質汚濁防止法第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「この法律」とあるのは「この法律(瀬戸内海環境保全法(昭和四十八年法律第 号)附則第四条を含む。)」と、「その他」とあるのは「排出水の量その他」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 3 水質汚濁防止法第二十三条第一項、第二十四条第三項、第二十七条及び第二十八条中「この法律」とあるのは「この法律(瀬戸内海環境保全法(昭和四十八年法律第号)附則第四条を含む。)」と、同法第二十四条第一項及び第二項中「この法律の目的を達成するため」とあるのは「この法律の目的を達成するため、又は瀬戸内海環境保全法附則第四条の規定の施行に関し、」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 4 第一項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
- 5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

(総理府設置法の一部改正)

第五条 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条の六」を「第十六条の七」に改める。

第十五条第一項の表中公害対策会議の項の次に次のように加える。

瀬戸内海環境保全審議会

瀬戸内海環境保全法(昭和四十八年法律第 その権限に属しめられた事項を行なうこと。

号)の規定により

第二章第三節に次の一条を加える。

(瀬戸内海環境保全本部)

第十六条の七 総理府の機関として、瀬戸内海環境保全本部を置く。

- 2 瀬戸内海環境保全本部は、瀬戸内海の環境の保全に関する総合的な計画を策定し、 その実施を推進するための機関とする。
- 3 瀬戸内海環境保全本部の組織及び所掌事務については、瀬戸内海環境保全法の定め るところによる。

(環境庁設置法の一部改正)

第六条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。 第四条第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 瀬戸内海環境保全法(昭和四十八年法律第 号)第五章及び附則第四 条の規定の施行に関する事務を処理すること。

第五条第六項中「同条第十七号、第十八号」を「同条第十七号から第十八号まで」に 改める。

(地方交付税法の一部改正)

第七条 地方交付税法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項中第九号を第十号とし、第八号の次に次のように加え る。

九 瀬戸内海環境保全事業債 瀬戸内海環境保全事業費の財源に充てるため発行を許 償還費 可された地方債に係る元利償還金

第十二条第一項の表市町村の項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次のように加 える。

十 瀬戸内海環境保全事業債 │瀬戸内海環境保全事業費の財源に充てるため発行を許 償還費 |可された地方債に係る元利償還金

第十二条第二項の表中第三十八号を第三十九号とし、第三十七号の次に次のように加 える。

財源に充てるため発行を許可され│第 た地方債に係る元利償還金

三十八 瀬戸内海環境保全事業費の |瀬戸内海環境保全法(昭和四十八年法律 | 千円 号)第十七条に規定する地方債 に係る当該年度における元利償還金

別表道府県の項中第九号を第十号とし、第八号の次に次のように加える。

│九 瀬戸内海環境保全事業 │瀬戸内海環境保全事業費の財源に充てるため │ 千円につき VOO : 00 発行を許可された地方債に係る元利償還金 債償還費

別表市町村の項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次のように加える。

│十 瀬戸内海環境保全事業 │瀬戸内海環境保全事業費の財源に充てるため │ 千円につき ┆

| 債償還費 | 発行を許可された地方債に係る元利償還金 | 八〇〇 〇〇 | 第八条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十二条第一項(別表を含む。)及び第二項の規定は、昭和四十八年度分の地方交付税から適用する。

別表

事	業	の	X		分	国	の	負	担	割	卟
	昭和三十三年法律				共公	-4	<u>- رم</u>				
下水道又は同条第五号に規定する都市下水路の設置又は改築の事業					二分の一						
下水道法第	二条第四号に規定	『する流域下水道	の設置又は改	対築の事業		三分	の二				
廃棄物の処	理及び清掃に関す	する法律(昭和四	十五年法律第	有三十七	条)	-2	\ \ \				
第二条第一項に規定する廃棄物の処理施設の設置の事業				二分の一							
導水事業及	びしゆんせつ事業	É				二分	<u> </u>				
瀬戸内海水	ば域の水質の汚濁り	スは悪化の状況の	監視、測定、	試験又は	食査	-2	\ \ \				
に係る施設	及び設備の整備の	D事業				二分の一					
前各項に掲	げるもののほか、	政令で定める事	業			政令	で定	める	割合		

理由

内海である瀬戸内海の沿岸地域における近時の工業の発展及び人口の増加に伴う当該海域の環境の悪化にかんがみ、瀬戸内海環境保全計画を策定し、将来における瀬戸内海水域に係る排出水についての総量規制方式の採用及び特別の排水基準の設定による工場立地の規制について定め、当該海域における埋立て等を禁止し、下水道、廃棄物処理施設等の整備等のために特別の助成をする等瀬戸内海の環境を保全するための施策を総合的に推進し、もつて瀬戸内海の良好な環境の保全を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、初年度約一億一千万円の見込みである。